

4月24日(日)は安城市議会議員 一般選挙の投票日です

事項を記入し、お持ちください。
※期日前投票をする日に20歳になっていない人は、不在者投票となります。

院や老人ホームなどの入所者は、不在者投票制度を利用して投票することができます。

●日時 4月18日(月)～23日(土)午前8時30分～午後8時

※23日はたいへん混み合います。

●場所 市役所北庁舎7階、南部・桜井支所、北部出張所

■4月24日は午前7時～午後8時に入場券記載の投票所で

入場券を持って出かけください。入場券がない場合でも、確認できれば投票できます。

なお、入場券に記載されている投票所以外では、投票できません。各投票所の場所は、略図を別途配布します。

※4月12日以降に転居届(市内)を出した人は、転居前の住所の投票所で投票してください。

■不在者投票制度の活用を

身体に重度の障害がある人、ほかの市町村に滞在する人、病

■公民館などを臨時休館

選挙当日、次の施設は臨時休館します。

●休館する施設 桜井公民館・桜井児童センター、安祥公民館・東部公民館、西部公民館、中部公民館・中部児童センター、二本木公民館・二本木児童センター、昭林公民館(※)、安祥閣、安城市民交流センター

※ホール(午前・午後)のみ開館。

■開票は市体育館で

投票日の午後9時から市体育館で即日開票します。参観は自由です。また、市公式ウェブサイトで開票速報を掲載します。

問▼市選挙管理委員会

(行政課)

(☎)712208

■入場券の郵送

選挙公報を投票日の前日までに配布します。候補者をよく知り、よく考えて、自分の意思で悔いのない一票を投じましょう。

■投票できる人は

平成3年4月25日以前に生まれ、平成23年1月16日以前から投票日(または期日前投票をする日)まで引き続き安城市に住民票がある人

※安城市からほかの市町村へ転出した人は投票できません。

■期日前投票はお早めに

期日前投票は、宣誓書の提出が必要です。入場券が届いている場合は、裏面の宣誓書に必要